

横浜市区保険年金課給付事務改善業務委託受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 横浜市区保険年金課給付事務改善業務委託の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続等について、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表に当たっては、この実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について、明示するものとする。

- (1) 横浜市区保険年金課給付事務改善業務の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの手続に係る作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 提案資格者の条件は、次のとおりとする。

- (1) 次のア又はイのいずれかに該当すること。
 - ア 令和元年・2年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿において、「各種調査企画」細目 B「コンサルティング(建設コンサル等を除く)」に登録が認められている者。
 - イ 令和元年・2年度横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に未登録の者は、参加意向申出書の提出時までに、横浜市への入札参加資格申請をしていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始がされている者でないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていない者。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実施体制
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) 応募者の実績
- (5) 参考見積書
- (6) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 受託候補者を選定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績、実施体制、管理者の経歴等及び業務実施手法
- (2) ワークライフバランスに関する取組及び障害者雇用に関する取組
- 2 評価に当たって、提案者にヒアリング等を行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング等結果を基に、当該業務に最も適した者を選定する。
- 4 各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング等
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
 - 委員長 総務局総務課長
 - 副委員長 総務局行政・情報マネジメント課長
 - 委員 総務局ICT基盤管理課長
 - 委員 健康福祉局保険年金課長
 - 委員 健康福祉局医療援助課長
 - 委員 健康福祉局介護保険課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 評価の結果、採点が同点の場合は、評価委員長が評価の順位を定めるものとする。
- 6 委員長は、評価結果を総務局第二入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員会の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 評価結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和元年5月21日から施行する。